

令和6年度

被保護者健康管理支援事業に係るデータ分析等業務
プロポーザル募集要領

西宮市 健康福祉局 生活支援部 厚生課

1. 目的

本市の生活保護受給者に係るレセプトデータや生活保護システム内データ及び健診データをもとに医療扶助の分析を行い、医療扶助の現状や課題を的確に把握する。また、分析結果により、生活保護受給者の適正受診指導等を実施するための対象者を抽出し指導をする。さらに、対象者に対する支援状況について検証等を行い、生活保護受給者の健康や生活の質の向上と医療扶助の適正化を図るものとする。

この業務を実施するにあたり次のとおり、受託候補者の選定をするため参加者を募集する。

2. 業務内容の概要

- (1) 名称：被保護者健康管理支援事業に係るデータ分析等業務
- (2) 内容：「(別紙1) 被保護者健康管理支援事業に係るデータ分析等業務仕様書」
- (3) 委託期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 選定方式

公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、提案内容、プレゼンテーション、業務実績、提案価格などの評価基準により総合的に評価・審査し、受託候補者を選定する。

4. 委託料の上限額

15,213,000円(税込)／年額

5. 応募者の資格要件

次の条件を全て満たし、事業を遂行する能力を有すること。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条4の規定に該当しない者であること。
- イ 令和6年度の西宮市指名競争入札参加資格者名簿(委託)に登録されていること。
- ウ 企画提案書の提出期限において、西宮市の指名停止措置を受けていないこと。
- エ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- オ 会社更生法(平成14年法律第225号)第21条の規定に基づく更生手続きの開始申立てがなされていない者であること。

カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの開始申立てがなされていない者であること

キ 個人情報の保護について、西宮市の施策に準じた措置を講じることができること。

ク 西宮市情報セキュリティポリシーを遵守できること。

コ 過去において被保護者健康管理支援事業のデータ分析などについて元請実績があること。

【注意】

上記の参加資格の確認基準日は企画提案書などの提出日とし、確認基準日以降から契約締結日までに参加資格を欠く事態に至った場合は失格とする。

6. スケジュール

内 容	日 程（予定）
募集開始	令和 6 年 12 月 23 日（月）
質問受付締切	令和 7 年 1 月 10 日（金）
質問に対する回答公表	令和 7 年 1 月 22 日（水） 予定
参加申込書及び企画提案書など提出期限	令和 7 年 1 月 29 日（水）
1 次選考結果通知	令和 7 年 2 月 5 日（水） 予定
2 次選考（プレゼンテーション）	令和 7 年 2 月 13 日（木）
選考結果通知	令和 7 年 2 月 21 日（金） 予定
契約締結	令和 7 年 4 月 1 日（火） 予定

7. 参加申込書及び企画提案書等の提出

（1）提出書類及び部数

提出書類の種類及び部数は表 1 のとおりとする。

なお、企画提案書等を作成するにあたっては、「（別紙 2）被保護者健康管理支援事業に係るデータ分析等業務プロポーザル企画提案書等作成要領」に従うこと。要領に則っていない書類は失格とする。

本業務のプロポーザルへの参加を希望する場合は、次の書類を西宮市役所 厚生課 医療チームへ持参又は郵送により提出すること。

【表1】

	提出書類	様式	提出部数
①	参加申込兼誓約書	様式第1号	正本1部
②	暴力団の排除の推進に関する条例についての誓約書	様式第2号	正本1部
③	会社（団体）概要	様式第3号	正本1部
④	業務実績書	様式第4号	正本1部 副本6部
⑤	業務実施体制等報告書	様式第5号	正本1部 副本6部
⑥	企画提案書	任意	正本1部 副本6部
⑦	見積書（代表者印等を押印したもの）	任意	正本1部 副本6部

(2) 提出期限：令和7年1月29日（水）午後5時まで（必着）

- ・ 上記の提出書類一式を郵送又は持参により提出する。
- ・ 郵送の場合は、書留郵便等の記録が残る方法で提出とし、提出期限までに厚生課に必着とし、表面に「プロポーザル企画提案書等書類在中」と記載すること。
- ・ 持参の場合は事前に本市担当まで連絡すること。

(3) 提出先等：

「16. 問い合わせ先」に記載のとおり。

受付時間（土日祝を除く午前9時から午後5時まで）

(4) 留意事項：

- ・ 提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。
- ・ 郵便事故等で提出期限に間に合わなかった場合も、本市は一切の責任を負わない。

8. 質問の受付及び回答

(1) 受付期限：令和7年1月10日（金）午後5時まで（必着）

(2) 受付方法：

次のメールアドレスへ件名を付し、メール本文に事業者名、担当者名、連絡先を記載し、質問票（様式第6号）を添付のうえ送信すること。

メールアドレス：kousei@nishi.or.jp

件 名：「【西宮市（医療）】被保護者健康管理支援事業に係るデータ分析等業務プロ
ポーザルに関する質問」

- ・ 上記の方法の以外は受付けない。
- ・ 期限を過ぎた後の質問は受け付けない。
- ・ メールサーバによる遅延等のため受付期限に間に合わなかった場合も、本市は一切の責任を負わない。

(3) 回答方法：

質問者に対して電子メールで回答を行うほか、本市ホームページで公開する。

9. 受託候補者の選考

(1) 1次選考（書類審査）

参加資格要件及び提出書類が本実施要領、企画提案書等作成要領その他関係書類に則っているか、また、業務実績、提案見積額など客観的な内容による審査を行い、上位5事業者を選定する。

事業者が複数で同点の場合は、受託実績が多い事業者を上位5事業者として選定する。その際、受託実績も同じだった場合には、概算見積額の低い事業者を上位5事業者として選定する。

(2) 2次選考（プレゼンテーション）

ア 実施日：令和年月日：令和7年2月13日（木）

イ 実施場所：詳細は1次選考入札者に対し別途、通知する。

ウ 実施時間：1事業者あたり概ね45分程度とする。

内 容	時間配分
プレゼンテーション	20分
質疑応答	15～25分程度

エ 出席人数：1事業者3名まで

オ 留意事項：

- ㊦ パソコン及びプロジェクト等の機器貸出し及び持込みは認めない。
- ㊦ 事前に提出した企画提案書一式を基にプレゼンテーションを行うものとし、追加

提案や追加資料の配布は認めない。

㊦ プレゼンテーションは、西宮市情報公開条例第6条第5項の規定に基づき、非公開にて実施する。

㊧ 1次選考入選者が1事業者の場合であっても、プレゼンテーションは実施する。

(3) 2次選考（プレゼンテーション）の選考基準

ア 選定委員会の各委員が、企画提案書等の提出された書類及びプレゼンテーション、ヒアリングの内容を審査し、審査項目により採点を行い、採点の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選任する。

イ 最も高い得点を獲得した事業者が複数で同点の場合は、概算見積額の低い事業者を受託候補者として選定する。その際、概算見積額も同額だった場合は、選定委員会の委員長の得点が高い事業者を受託候補者として選定し、委員長の得点も同点だった場合は、抽選のうえ決定する。

ウ プレゼンテーションの参加事業者が1事業者の場合は、選定委員会の委員が行った採点の合計が6割を超えた場合は、当該事業者を受託候補者とする。

【審査項目】

	審査項目	採点割合（1委員）	評価基準
①	業務実績	20 / 170	「(別紙3) 選定評価基準」
②	実施体制	30 / 170	
③	提案評価	100 / 170	
④	価格評価	20 / 170	

10. 選考結果

ア 1次選考結果は、応募のあったすべての事業者にも文書等で通知する。

イ 2次選考結果は、プレゼンテーションを実施したすべての事業者にも文書で通知する。なお、選考理由、結果に対する問い合わせ等には一切応じない。

11. 辞退

参加申込書及び企画提案書提出後、1次選考（書類審査）結果を通知するまでに2次選考（プレゼンテーション）への参加を辞退する場合、参加辞退届（様式7号）を1部提出する

こと。その際には、本市から交付した関係書類は全て返却すること。

1次選考（書類審査）の結果を通知した後、2次選考（プレゼンテーション）への参加を辞退する（プレゼンテーションへの参加を辞退する）ことは認められない。

1 2. 失格及び参加申込書等の無効

- (1) 参加事業者が、「参加資格要件」を満たしていない場合は、1次選考（書類審査）において、失格とする。
- (2) 1次選考（書類審査）後、契約締結までの間に「参加資格要件」を喪失した場合は、その時点で失格する。
- (3) 次のいずれかに該当する参加申込書等の提出書類は無効となり、当該事業者は1次選考（書類審査）において、失格とする。
 - ア 参加申込書等に虚偽の記載があった場合
 - イ 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合
 - ウ その他「(別紙2) 被保護者健康管理支援事業に係るデータ分析等業務プロポーザル企画提案書等作成要領」の定めに反すると認められる場合
- (4) 2次選考（プレゼンテーション）において、事前に提出した企画提案書一式以外の追加提案や追加資料の配布を行った場合、当該事業者は、失格とする。ただし、選定員会から要請のあったものについては、この限りではない。
- (5) 参加事業者及びその関係者が選定に対する不当な要求を行った。あるいはその他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったと認められる場合は、2次選考（プレゼンテーション）の結果、受託候補者として決定した後であっても、失格とする。

1 3. 契約手続

- (1) 本選定結果は令和7年度から令和9年度末まで有効とする。
- (2) 受託候補者として決定した事業者と事業細目について協議を行い、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで、西宮市契約規則に従い契約を締結する。この場合、受託候補者の提案に対して提案内容の趣旨を変更しない範囲において、必要に応じて修正を求めることができるものとする。
- (3) 契約に当たっては、本市が定めた業務委託契約書を使用する。業務委託契約書の書式

は本市のホームページの「事業者向け>入札・契約>入札・契約に関する規則・要綱・基準等>契約書（契約約款）・特約・誓約書>入札・誓約書>業務委託契約書（契約約款）特約を含む」で閲覧できるので、事前に記載内容を確認しておくこと。

- (4) 受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「12 失格及び参加申込書等の無効」の規定により失格等になった場合は、2次選考（プレゼンテーション）で次点とされた事業者を受託候補者として協議を行う。
- (5) 本委託業務は、令和7年度当初予算が成立されることを前提に進めており、同予算が成立した場合に、契約を締結する。また、令和8年度以降の契約は、前年度の業務内容を審査し、提案された業務内容を含め業務を問題なく履行していると判断された場合、当該年度の予算成立後に締結する。

14. 情報公開について

- (1) 第三者からの情報公開請求があった場合、西宮市情報公開条例（昭和62年3月25日西宮市条例第22号）の規定に基づき、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを除き、公開する。ただし、受託候補者選定期間中は、同条例第6条第5項の規定に基づき、非公開とする。
- (2) 上記（1）には、提出された企画提案書等の著作権は提案者に帰属するが、同書類を含んでおり、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報についてのみ非公開とする

15. その他留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 本業務の全てを第三者に再委託することは認められない。
- (3) 提出された書類などは一切返却をしない。
- (4) 提出期限後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選定委員会から要請のあったものについては、この限りではない。
- (5) 本件に関連し知り得た情報については、本市の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならない。

16. 問い合わせ先

西宮市 健康福祉局 生活支援部 厚生課 医療チーム

担 当：岡山・吉田

住 所：〒662-8567

西宮市六湛寺町 10 番 3 号西宮市役所南館 2 階

電話：0798-35-3138

FAX：0798-36-3078

メールアドレス：kousei@nishi.or.jp

以 上